

広島県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年六月十一日

広島県教育委員会

教育長 篠田智志

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	納付事務に係る歳入等の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
株式会社DGF フイナンシヤ ルテクノロ ジ	東京都渋谷区 恵比寿南三丁 目五番七号	令和八年四月 一日	広島県立広島叡智 学園高等学校入学 者選抜料	令和八年四月二日 から令和九年三月 三十一日まで